

新規事業評価調書

【急傾斜地崩壊対策事業】

北之町地区

県土整備部

土木局 砂防課

投資事業評価調書（新規）

部課室名	県土整備部土木局 砂防課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	砂防課長 高谷和彦 (主幹 (防災担当) 小倉正大)	内線	4459 (4467)	
事業種目	事業名	事業区間	総事業費	内用地補償費	着手予定年度	完了予定年度
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策 きたのちよう 北之町地区	赤穂市 さこし 坂越	3.0億円	—	平成29年度	平成32年度
事業目的			事業内容			
<p>当地区は、斜面崩壊の危険性が高いことから、土砂災害警戒区域となっており、斜面の下部には人家81戸、消防団詰所、集会所、市道がある。</p> <p>そのため、地域の人命・財産を守り、安全・安心な暮らしを支えるために、「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(H26～H30)」に基づき、急傾斜地崩壊対策を実施する。</p>			<p>擁壁工 延長400m 高さ2.0m～7.0m</p> <p>[負担割合] 国・県：各47.5% 地 元： 5.0%</p>			
評価視点	評価結果の説明					
(1) 必要性	<p>①坂越地区にある斜面崩壊の危険性が高い箇所（JR赤穂線坂越駅より東へ約1.2km）である。</p> <p>②斜面は荒廃しており、崩壊箇所も認められ、危険な状態である。</p> <p>③がけ直下に多くの人家が連たんしており、土砂災害の危険性が高い。</p>					
(2) 有効性・効率性 (執行環境状況)	<p>①警戒避難体制の整備に加え、ハード整備により土砂災害対策の充実を図り、地域の安全・安心な暮らしの確保に大きな効果がある。</p> <p>②地元要望が強く、工事に対する地元の理解が得られていることから、円滑な事業の執行が可能である。</p>					
(3) 環境適合性	①擁壁の施工にあたり、切土面を最小限にとどめ、既存木を可能な限り残し、環境保全に努める。					
(4) 優先性	①保全対象には人家81戸、消防団詰所、集会所、市道がある。また、斜面には崩壊跡がみられ荒廃が進行していることから、早期事業着手を図る。					

きたのちよう
北之町地区 急傾斜地崩壊対策事業

あこう さこし
兵庫県 赤穂市 坂越

【箇所概要】

当地区はがけ高74m、勾配44度の急傾斜地である。当該斜面は荒廃が著しく、斜面崩壊の危険性の高い状態であるため、急傾斜地崩壊対策事業を行い、斜面崩壊から住民の生命を保全する。保全対象は、人家81戸、消防団詰所、集会所、市道など。

【位置図】



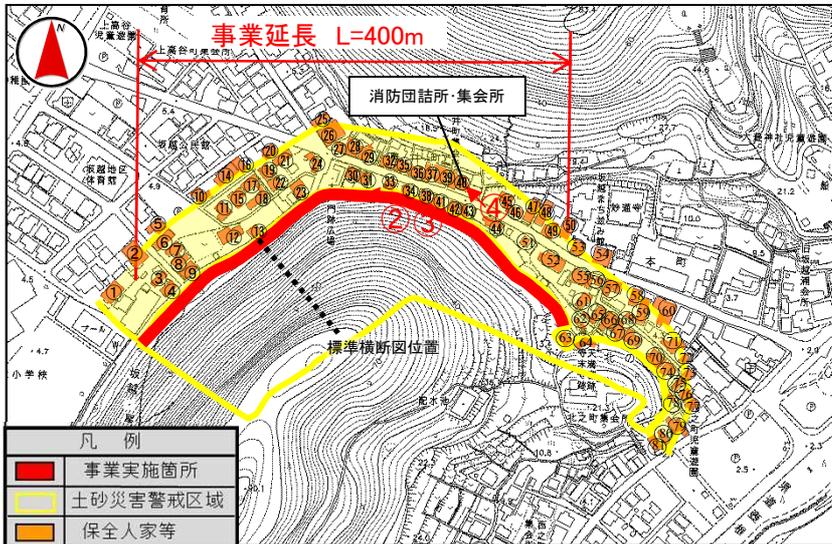
【計画概要】

全体事業費：300百万円
工期：H29～H32
延長・工種：擁壁工 L=400m

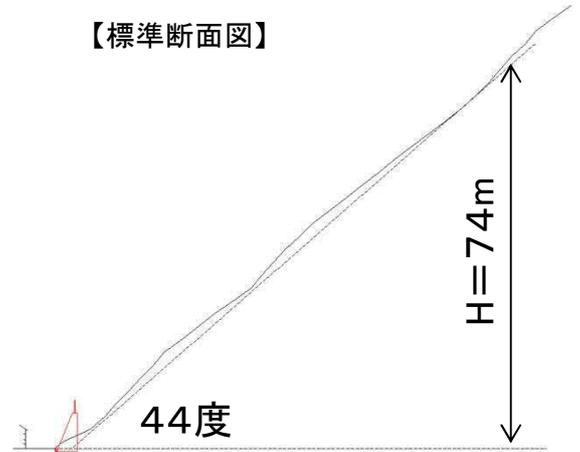
【全景】①



【平面図】



【標準断面図】



【斜面状況etc】



②斜面状況(人家裏)



③保全対象とがけの状況



④保全対象(消防団詰所・集会所)